

高山自動車短期大学 教務規程

(目的)

第1条 この規程は、高山自動車短期大学学則に基づき、高山自動車短期大学の教務に関する事項を定めるものとする。

(公示)

第2条 授業科目、単位数並びに担当教員は、当該学年又は当該学期初めに公示する。

(履修)

第3条 学生は、原則として、所属する学年並びにクラスに対して指定された時間割に基づき履修しなければならない。

2 学生は第2条(公示)に基づき、履修要領(別表1及び別表2)に従い科目を履修するものとする。

なお、選択科目については、所定の期日までに、定められた履修申告の手続をしなければならない。

ただし、履修人員を制限することがある。

3 申告した履修科目の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、当該科目の担当教員の許可を得なければならない。

4 1年間に履修登録できる単位数の上限を自動車工学科は、50単位とする。ただし、教育的配慮から履修上限の例外を認めることがある。専攻科については、単位数の上限を36単位とする。

(試験)

第4条 試験は、原則として講義並びに演習の科目にあっては各学期末に、実験実習は履修終了時に行うものとする。

2 受験する学生は、別に定める「受験心得」(別紙1)に従わなければならない。

3 試験に不合格となった者については、所定の手続により再試験を認めることがある。ただし、成績の評価は、原則として可又は不可とする。

4 正当な理由により、受験できなかつた者は、その理由書を添付した所定の手続により追試験を受けることができる。ただし、成績の評価は原則として可、又は不可とする。

5 定期試験において、不正行為があつた者に対しては、当該試験期間中の全科目の試験を無効とする。

(単位の認定)

第5条 学則第25条の規程による成績の評価は、受講態度及び平常成績を付加して勘案することができる。

2 欠席時間数が、授業時間数(自動車工学科及び専攻科の専門教育科目を除く)の3分の1を超えるときは、原則として授業科目の修了の認定(以下「認定」という。)を行わないものとする。

なお、特別な事情がある場合は、本人の願い出により教務委員会で審議することとする。

3 自動車工学科の専門教育科目のうち次の各号の一に該当するものは、原則として認定を行わないものとする。

(1) 講義科目の欠席時間数が、授業時間数の25%を超えるもの

(2) 演習科目の欠席時間数が、授業時間数の25%を超えるもの

(3) 実験実習科目の欠席時間数が、授業時間数の15%を超えるもの

4 専攻科の専門教育科目のうち次の各号の一に該当するものは、原則として認定を行わないものとする。

(1) 講義科目の欠席時間数が、授業時間数の15%を超えるもの

(2) 演習科目の欠席時間数が、授業時間数の15%を超えるもの

(3) 実験実習科目の欠席時間数が、授業時間数の10%を超えるもの

5 第3項又は第4項に該当し、欠席時間数が授業時間数の3分の1以内の者には、願い出により当該教育科目の補講を受け、履修時間を補充することができる。

- 6 学生が、次の各号の何れかに該当するに至ったときは、これを特別欠席として取扱い、欠席時間数に算入しない。ただし、該当者は遅滞なく申し出て、所定の手続を経なければならない。
- (1) 学校感染症により、医師から出席停止を勧告されたとき。
 - (2) 非常災害により、住居が滅失・破壊又は交通機関が停止したとき。
 - (3) 証人又は参考人として、官公署へ出頭を依頼されたとき。
 - (4) 選挙権その他公民権を行使するとき。
 - (5) 本学が認めた学外行事に参加するとき。
 - (6) 忌引の場合
- | | |
|----------|-------|
| 父 母 | 7 日以内 |
| 祖父母 | 3 日以内 |
| 兄弟姉妹 | 3 日以内 |
| 伯父母又は叔父母 | 1 日以内 |
- (7) 就職試験等又は自動車運転免許試験を受けるとき。
 - (8) その他本学が認めたとき。
- 7 学則第 11 条（転入学）第 2 項に定める単位数の取扱いについては、相当する本学の授業科目の単位数を、15 単位を限度として既に修得したものとみなすことができる。ただし、その科目が本学の専門教育科目に相当し、かつ必修科目に当たるときはこの限りでない。
- 8 再履修科目的修了の認定は、授業時間数を満たしており、かつ、やむを得ない事情がある場合に限り試験等で行うことができる。
- 9 成績の評価値の一つとして GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度を取り入れる。GPA は評価点数を「秀 (S)」を 4 点、「優 (A)」を 3 点、「良 (B)」を 2 点、「可 (C)」を 1 点、「不可」・「再試験」・「追試験」を 0 点として、各科目の成績評価と履修登録した授業科目単位数をもとに算出した数値である。第 7 項により認定された科目は計算に算入されない。
この GPA 値は、学修指導のほか進級判定、卒業判定、退学勧告、奨学金、表彰等の判断基準に用いる。
- 10 前項の GPA は、次の計算式により算出するものとし、その数値の小数点第 3 位の値を四捨五入するものとする。
$$GPA = [(\text{履修科目の評価点数} \times \text{その科目単位数}) \text{ の総和}] / (\text{履修科目単位数の総和})$$
- 11 試験及び課題等による成績評価に対して疑義のある学生は、科目担当教員または教務課へ申し出ることができる。
- (再履修)
- 第 6 条 学則 23 条（修了の認定）による授業科目修了の認定が得られなかつた者は、所定の手続を経て再履修しなければならない。
- (留 年)
- 第 7 条 自動車工学科の 1 学年終了時において、学則第 21 条（履修方法）で定める卒業要件単位数を、2 学年終了時までに修得できないと学長が認めた者は、現学年に留めることがある。
- 2 2 学年終了時において、卒業要件単位数を修得していない者または教授会の議を経て学長が認めた者は留年とする。
- 3 専攻科の 1 学年終了時において、学則第 42 条（専攻科の修了要件）で定める修了要件単位数を、2 学年終了時までに修得できないと学長が認めた者は、現学年に留めることがある。
- 4 2 学年終了時において、修了要件単位数を修得していない者または教授会の議を経て学長が認めた者は留年とする。
- (退 学)
- 第 8 条 退学しようとする者は、あらかじめクラス担任を経て、所定の手続により退学の

許可を願い出なければならない。

(休 学)

第9条 休学は、3ヶ月以上就学することができない場合に限る。

2 休学しようとする者は、クラス担任を経て、所定の手続により休学の許可を願い出なければならない。

3 休学開始の日時は、原則として、本学が休学願を受理した日時を遡ることができない。

4 休学期間終了後1ヶ月を経て、なお復学願が提出されない場合は除籍することができる。

(欠 席)

第10条 引続いて6日以上に亘って欠席する場合は、クラス担任を経て、所定の欠席届を提出しなければならない。ただし、前条(休学)1項に該当する場合はこの限りでない。

(専攻科に準用する規程)

第11条 専攻科については、第3条第2項第2文及び但書、同条第3項並びに第6条に示す学則第23条第4項及び第7条第1項、第2項以外のすべての規程を準用する。

(卒業証書・学位記及び卒業証明書の様式)

第12条 学則第27条(卒業)、第28条(学位の授与)により、自動車工学科の卒業を認定され、短期大学士の学位を授与された者の卒業証書・学位記及び卒業証明書の様式は、別紙2、3のとおりとする。

(修了証書及び修了証明書の様式)

第13条 学則第43条(専攻科修了の認定)により、専攻科の修了を認定された者の修了証書及び修了証明書の様式は、別紙4、5のとおりとする。

受験心得

受験に際しては、下記事項を守らなければならない。

- ・ 試験開始5分前には、学籍番号順に着席すること。
- ・ 試験を受ける場合は、机上右端に学生証を提示すること。
- ・ 試験開始後30分以上の遅刻は、入場を認めない。
また試験時間内の退場は認めない。
- ・ 不正行為及び疑わしい行為をしないこと。
- ・ 物品（筆記具・消しゴム・卓上計算機等）の貸借をしないこと。
- ・ 教室内外においては、静粛にすること。

「新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ」 登校基準について（厳守）

起床時の体調

[普段と変わらない]

Yes

登校



[調子が悪い]

Yes

のどの痛み・せき・鼻水
悪寒・発熱（37度以上）

新型コロナウイルス・インフルエンザの疑いあり！

大学へすぐに電話連絡する

TEL: 0577-32-4440

症状を説明し、指示を受ける

[早朝、休日等で電話が不通の場合は下に進んで下さい]

特別欠席扱い
(後日届け出)

授業を欠席（自宅療養）

病院や診療所などへ電話をして診察を受ける（場所等：医療施設マップ参照）

内と表示してある医療施設で受診してください。



診断結果をすぐに大学へ電話で連絡する

遠隔授業の進め方について

通常、本学での授業は、対面で行います。しかし、コロナウイルス感染症 2019 等の拡大状況によって、遠隔授業として行う場合があります。

本学での遠隔授業は、オンライン型のオンデマンド方式を基本としつつ、一部オフライン型やオンライン型のストリーミング方式を併用します(各方式の特徴については、表1を参照)。

	オフライン型 (通信教育方式)	オンライン型 (ストリーミング 方式)	オンライン型 (オンデマンド方式)
授業の進め方	科目ごとに紙に印刷された資料が大学から送られてくるので、その資料や教科書等を読んで課題に取り組み、完成した課題を大学に返送する。	リアルタイムで配信される動画を指定された時間に視聴する。リアルタイムで質問もできる(同時双方向)。課題はオンラインで提出するのが原則。	用意された資料(動画や PDF など)を自分の都合のよい時間帯に自分のペースで視聴する。課題もオンラインで提出する。
必要な機材など	特になし。	インターネット環境必須。PC、タブレット、スマホのいずれか。Web カメラやヘッドセットも必要。	インターネット環境必須。PC、タブレット、スマホのいずれか。
通信データ量	—	多い (パケット定額制の契約が必須)	少ない (パケット定額制の契約は必須ではない)

表1 遠隔授業の種類について

【受講上の注意】

オンライン型の授業(ストリーミング方式およびオンデマンド方式)を受ける場合、本学から配付された Google アカウント(@takayamacollege.ac.jp)を用います。授業で使う PC、タブレット端末、スマートフォンで利用できるように設定をしておきましょう。また、ログイン・パスワードを忘れると授業が受けられなくなりますので、学生手帳などに必ずわかるようにメモしてください。

なお、設定の詳しいやり方や授業の受け方については、遠隔授業が行われる場合に各科目の担当教員等から説明します。

以 上